

## 大阪大学産業科学研究所無響実験室の利用に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所無響実験室（以下「無響実験室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用資格)

第2条 無響実験室を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産業科学研究所（以下「本研究所」という。）の研究室、研究グループ及び共通施設等に所属する者。
- (2) 本研究所の教員と共同研究契約または連携研究契約を締結する企業・組合等の団体に所属する者。
- (3) 大阪大学他部局の研究室及び研究グループに所属する者。
- (4) 無響実験室の長が特に必要と認めた者。

### (利用の申請)

第3条 無響実験室を利用しようとする場合は、無響実験室が定めた様式に従い、利用申請を行い、承認を得なければならない。

2 無響実験室の長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

### (利用承認の取消し等)

第4条 無響実験室の長は、利用の承認を受けた者（以下「設備等利用者」という。）が第7条及び8条に違反し、又は無響実験室の利用に重大な支障を生じさせたときは、前条第2項の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

### (利用料金)

第5条 設備等利用者は、無響実験室の利用に要する費用（以下「利用料金」という。）を納付するものとし、その金額は別表に定める額とする。

### (利用料の請求と支払い)

第6条 利用料金は、原則四半期毎に集計し、通知書をもって請求を行う。ただし、第2条第4号に該当する者は、一月毎に集計する。

2 支払いは運営費交付金等による予算振替、又は本研究所指定口座への振込とする。その際の振込手数料は、設備等利用者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第7条 設備等利用者は、利用の承認を受けた目的以外に無響実験室を利用し、又は第三者に利用させてはならない

(秘密等の保持)

第8条 無響実験室の長、室員等の関係する教職員及び設備等利用者は、無響実験室の利用において知り得た相手方の秘密、知的財産等を書面による同意なしに公開してはならない。

(損害賠償)

第9条 設備等利用者は、故意又は重大な過失により、登録設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、無響実験室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年11月15日から施行する。

産業科学研究所 無響実験室 利用申請書

依頼年月日：

依頼者

所属：

氏名：

E-mail：

電話番号：

利用希望日：

利用内容：

持ち込む機器：

(30kg 以上の重量物や一辺の長さ 100cm を超えるものは特に詳しく)

申請書提出先

anechoic-admin@sanken.osaka-u.ac.jp

別表

無響室 利用料金	
無響実験室の利用に関する内規の (利用資格) 第2条による分類	利用料金 1日(円)
(1) 本研究所の研究室、研究グループ 及び共通施設に所属する者	5,000
(2) 本研究所の教員と共同研究契約または連携 契約を締結する企業・組合等に所属する者	5,000
(3) 大阪大学他部局の 研究室及び研究グループに所属する者	10,000
(4) 無響実験室の長が特に必要と認めた者	50,000

※(1)(2)については、ユーザー数増加促進のため、当面の間無料とする。